

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、広報誌等の配布謝金受け取り団体として町内会に実質的に優先権を与え、町内会以外の組織が配布団体になりにくくなっている。請求者が居住するマンションでは、マンション管理員が広報誌等を配布しており、配布の迅速化、合理化のため、横浜市に直接送付を申し入れたが、町内会の了承が必要であるとの見解が示された。事実上、町内会の拒否権を認めている市の不透明・裁量的かつ不公平な運営の結果、實際上、謝金を打ち切るべき町内会にも継続して謝金を支出する結果になりかねず、広報誌等の水増し配布を含めて、不適切な謝金支出に関わる問題であり、市に損害を与え続ける可能性がある。従って、広報配布謝金支出手順書に基づき、配布謝金の金額及び配布先が適切であるかを確認させ、不当に支出された謝金の返金を町内会等に求めるよう勧告する措置を求めています。

住民監査請求においては、請求内容について「各行為等を他の行為と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。」（最高裁平成 2 年 6 月 5 日判決）とされています。

請求人の主張は、広報配布謝金について意見を述べているにすぎず、違法又は不当とする財務会計行為を、個別的・具体的に摘示する事実証明書が添付されているとはいえません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。